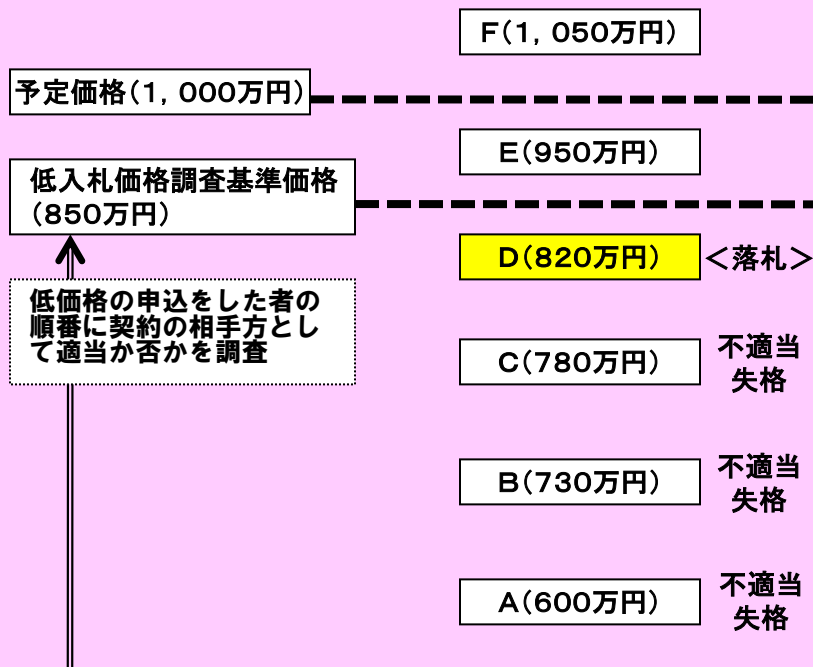


低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

○低入札価格調査制度

工事・製造その他についての請負契約において、①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、又は②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10①）

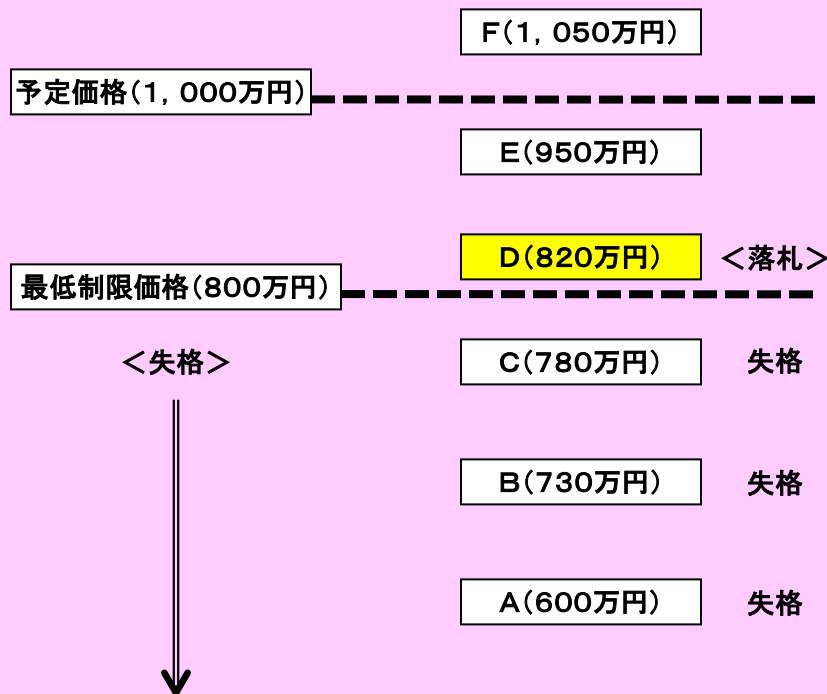
【イメージ図】



○最低制限価格制度

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの（地方自治法施行令167の10②）

【イメージ図】



低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入

- 契約内容の適正な履行の確保はもとより、適切な価格転嫁を担保し、地域経済の活性化等に資する観点から、原則、全ての入札において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度を導入することを検討いただきたいこと等を助言（令和7年6月26日通知）。

低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

- 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査の結果
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000987905.pdf)
- 入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果【公共工事関係】
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chousa.html)

（参考）低入札価格調査における基準価格等の算定モデル【公共工事関係】

- 公共工事における低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格については、国の直轄工事で用いられている「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」において示されている算定基準※を活用するよう要請している。
(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000159.html)

（※）工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

直接工事費×9.7/10 + 共通仮設費×9/10 + 現場管理費×9/10 + 一般管理費等×6.8/10

設定範囲：75%～92%